年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払いしていました。

これからは、年金時効特例法の成立により、過去に時効が消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払します。

手続など、詳しくは平塚社会保険事務所☎(22)1515または、ねんきんダイヤル☎0570(05)1165までなお、社会保険庁ホームページでも詳しい制度内容をご案内しております。http://www.sia.go.jp/

◎**問い合わせ**　町民課☎内線274・247

国民健康保険の保険証を更新

保険証は9月下旬に郵送

国民健康保険被保険者証(保険証)が10月1日から新しくなります。

新しい保険証は9月下旬に国保加入の各世帯に配達記録で郵送します。保険証が届いたら、住所・氏名など記載内容を確認して大切に保管してください。

期限が切れた保険証は10月以降に役場または国府支所に返却してください。もし、国保世帯で保険証が届かなかった場合は連絡してください。

なお、国民健康保険税に未納がある世帯には、窓口での交付となる場合があります。

◎**問い合わせ**　町民課☎内線274・247

平成20年度　町補助金交付対象事業を募集

町では町内で活動する団体等に補助金の交付をしています。

補助金の交付基準は社会需要や公益性を重視したものとなっており、原則として補助期間は3年間としています。また、活動意欲のある団体を育成するため、法令等で定めのあるものや町長が特に必要と認めるものを除き、原則として補助事業は公募としています。

平成20年度においても次のとおりの内容で、補助金等に関する基本指針に基づき補助金交付対象事業を募集します。

▼**対象団体**　対象事業を行う町内の団体等

▼**対象事業**　別表1及び2のとおり。

▼**補助額**　原則として対象事業にかかる経費の1/2以内で、予算の範囲内で決定します。なお、飲食代や懇親にかかる経費など一部補助対象外となる経費があります。

▼**事業採択**　補助金交付基準等に基づく審査のうえ採択事業を決定します。

▼**応募要領**　所定の申請書等を各事業の所管課に提出してください。なお、今回応募を予定されている団体については補助金等交付規則及び公募型補助金交付要綱をご覧の上、必ず事前に所管課とご相談ください。

なお、平成19年度の補助金の交付団体も申請が必要となります。

※規則及び要綱、事業実施計画等は財政課窓口で配布します。また、町のホームページからも取り出せます。

▼**提出期限**　9月28日(金)【必着】

★詳細は問い合わせください。

◎**問い合わせ**
財政課　☎内線216

別表1　補助金交付基準

区分	項目	内容
1 基本的事項等	(1)公益性/公平性	①町行政の範囲内と認められ、公益上必要性が高く、その効果が広く町民に及び、特定の個人や団体のみの利益に供することがないもの。
	(2)社会的需要度	①総合計画等により町の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの。 ②補助金交付による事業効果が認められること。
	(3)公正性	①当該団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。 ・帳簿類が整備され、会計監査が正しく行われていること。 ・公共の福祉に反する活動等のおそれがないこと。 ②当該事業内容が団体等の設置趣旨と合致していること。 ③事業目的、計画、実施体制が明確化されていること。
2 対象経費・補助率等	(1)補助対象から除外する経費	①団体等の運営経費で、設立後3年を経過しているもの。 ②以下に係る経費 ・飲食費　・交際費　・慶弔費　・懇親を主な目的とする経費 ・県外への研修経費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・積立金　・備品購入費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・その他、公費により補助すべき範囲を超えていると認められるもの。
	(2)補助率、補助単価	①補助金の補助率は、原則として対象経費の1/2以内とする。 ②上記にかかわらず、当該事業の公益性が極めて高く、町長が特に必要と認める場合や、法令又は国県制度によるものはこの限りではない。また、具体的な補助額は町の財政状況を勘案し、年度毎に予算の範囲内で定める。
3 補助期間		①町単独補助事業は3年以内を原則とする。 ②法令や国県制度に基づくものは、制度の終了に伴い終了する。

別表2　補助対象事業区分

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活　等
2 福祉対策事業	子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉　等
3 健康づくり事業	保健、医療　等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、市民活動、情報化　等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化　等
6 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画　等
7 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション　等
8 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通　等
9 地域活性化事業	産業振興、観光振興　等
10 次世代育成事業	青少年健全育成、学校教育、幼児教育　等